

静岡県老人福祉施設協議会会則

制定 平成 12 年 3 月 27 日（平成 12 年 4 月 1 日施行）

改正 平成 19 年 3 月 27 日

平成 22 年 3 月 17 日

平成 23 年 3 月 17 日

平成 30 年 3 月 20 日

（名 称）

第 1 条 この会（以下「本会」という。）は、静岡県老人福祉施設協議会と称する。

（目 的）

第 2 条 本会は、社会福祉法人の本旨に則り、高齢者福祉の増進と地域福祉の発展向上並びに老人福祉施設の経営と管理運営の充実を図るために、各施設相互の連携を密にして、施設利用者のサービス向上、施設職員の資質向上、事業に関する調査、研究、協議を行うとともに、関係機関・団体との連絡調整を図ることを目的とする。

（組 織）

第 3 条 本会は、静岡県内に所在する次に掲げる老人福祉施設の施設長若しくはこれに準ずる者のうち前条の目的に賛同する者（以下「会員」という。）をもって組織する。

- (1) 養護老人ホーム
- (2) 特別養護老人ホーム
- (3) 軽費老人ホーム（ケアハウスを含む。）
- (4) 老人デイサービスセンター（通所介護事業所を含む。）
- (5) 老人短期入所施設

（事 業）

第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 施設の経営並びに運営、管理に関すること。
- (2) 施設利用者の処遇向上に関すること。
- (3) 施設運営に係る調査、研究並びに広報に関すること。
- (4) 施設職員の資質向上、研修、福利厚生に関すること。
- (5) 国、県、市区町及びその他関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 全国老人福祉施設協議会、静岡県社会福祉協議会及びその他関係団体との連絡調整に関すること。
- (7) 会員相互の連絡調整に関すること。
- (8) その他本会の目的達成に必要なこと。

(事務所)

第5条 本会の事務所を、静岡市葵区駿府町1番70号 静岡県総合社会福祉会館内に置く。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 33名以内(会長及び副会長を含む。)
- (4) 常務理事 1名
- (5) 監事 3名

(役員を選出)

第7条 会長は、理事の互選とする。

- 2 副会長は、第15条に定める各支部の代表者をもってこれに充てる。
- 3 理事及び監事は、総会において会員の中から(ただし、監事のうちの1名については会員以外のものからとする。)選出する。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは副会長がその職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、本会の事業計画及び予算、事業報告及び決算その他重要事項を審議する。
- 4 監事は、本会の会務並びに会計事務を監査し、総会に報告する。
- 5 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(常務理事)

第9条 常務理事には、事務局長を充てるものとし、会長が委嘱する。

- 2 常務理事は、会長の命を受けて、この会の常務を処理する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期満了となった役員は、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(相談役)

第11条 本会に、相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、会長が理事会に諮って委嘱する。
- 3 相談役は、会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、会員の過半数の出席(委任状によるものを含む。)をもって成立する。

- 4 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席(委任状によるものを含む。)をもって成立する。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第13条 総会は、毎年2回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

- 2 総会は、別に定めるもののほか、次の事項を審議する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 事業計画及び予算並びに事業報告及び決算に関する事項
 - (3) その他この会の運営上重要な事項

(理事会)

第14条 理事会は、必要に応じて開催し、別に定めるもののほか、次の事項を審議する。ただし、日常の軽易な業務は、会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 行政機関及び各種関係団体等への委員等の推薦に関する事項
- (4) 予算確保対策等に関する事項
- (5) 県会長表彰に関する事項
- (6) その他、この会の運営及び事業に関し必要と認める事項

(支部)

第15条 本会の事業の円滑な推進を図るため、東部、中部及び西部の各地区にそれぞれ支部を置く。

- 2 支部に関する規程は、各支部が定める。ただし、理事会の承認を得るものとする。
- 3 支部長は、会長の求めに応じて、その活動状況を報告しなければならない。

第16条 削除

(委員会)

第17条 本会の目的達成のため、必要に応じ委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関する規程は、理事会においてこれを定める。

(経費)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会費)

第19条 会員は、別に定める会費を納入するものとし、その額を変更するときは総会に諮って定める。

(会計処理等)

第20条 本会の会計処理状況は、常に明確にしておかななければならない。

2 会計に関する規程は、別に定める。

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(事務局及び職員)

第 22 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び職員を置き、会長が任免する。

3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

(諸規程)

第 23 条 この会則の実施に関し必要な規程は、会長が理事会に諮って定める。

(解 散)

第 24 条 本会の解散は、総会において 3 分の 2 以上の同意がなければ、これを行うことができない。

(委 任)

第 25 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附 則

1 この会則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 静岡県老人福祉施設協議会会則(昭和 26 年 10 月 2 日制定)は、廃止する。

附 則

1 この会則は、平成 19 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成 22 年 3 月 17 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日からの任期の監事から適用する。

附 則

1 この会則は、平成 23 年 3 月 17 日から施行し、平成 23 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

1 この会則は、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。